

ら、用語の整備及び開所時間を改めるため、条例の一部を改正するものである。

○行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（原案可決）

○行田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（原案可決）

この2条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地方分権一括法において介護保険法が改正されたことに伴い、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関することについては、市町村の条例で定めることとなったため、新たに条例を制定するものである。

○行田市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（原案可決）

利根川河川敷の酒巻運動場について、首都圏氾濫区域堤防強化対策事業の実施に伴い、堤防強化の範囲となり、使用できなくなることから、同運動場を廃止するため、条例の一部を改正するものである。

○行田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（原案可決）

国の人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、本市職員の給料月額及び勤勉手当の支給月数の引き上げを実施するとともに、特別職について期末手当の支給月数の引き上げを実施するため、条例の一部を改正するものである。

補正総額
3億4887万円余り

○平成26年度行田市一般会計補正予算（原案可決）

各種施策を効率的に推進するため、所要経費を補正措置するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億4887万3千円を追加し、予算総額を270億8093万5千円とするものである。

歳出の主な内容として、総務費では、社会保障・税番号

制度に伴う住基システム改修費及び子育て世帯定住促進奨励金の追加措置。

民生費では、障害児通所給付費及び各種自立支援サービス給付費の追加措置。

教育費では、小・中学校の遊具について、点検の結果、使用不可となった遊具の新設費。また、忍・行田公民館の建て替えに伴う調査測量設計委託料などである。

繰越明許費補正では、土木費及び教育費で事業の完了が年度をまたぐため、それぞれ繰り越しするものである。

なお、債務負担行為補正では、新年度当初から業務に着手する必要がある清掃業務委託や斎場待合棟・火葬棟耐震改修事業などの債務負担行為を設定するもので、今年度中に契約事務手続きを行うことにより、業務の円滑な遂行を図ろうとするものである。

質疑 小・中学校の遊具の点検について、今まで危険性は感じなかったのか。

答 各学校で日常的に目視等により安全点検を行っているが、不具合や異常などが発見された場合は、その都度修繕

等を行っている。

今回の点検では、専門業者の点検により、通常点検では発見しづらい地中に埋設されている支柱の腐食などが確認されたものである。

○平成26年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算（原案可決）

人間ドック等の受診者数の増加により、健康診断助成金に不足が見込まれることから追加措置するものである。

○平成26年度行田市計画行田市下水道事業費特別会計補正予算（原案可決）

消費税に係る本年度の中間申告額が確定したことから不足額を追加措置するものである。

専決処分
承認

○専決処分の承認を求めるに
ついて（平成26年度行田市一
般会計補正予算（第3回））
（承認）

12月14日に執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費4566万4千円を措置したものである。

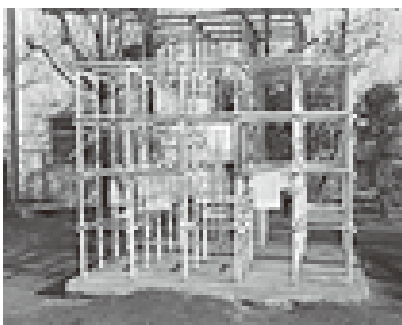
決算
平成25年度
一般会計決算を認定

9月定例会で継続審査とした平成25年度行田市一般会計歳入歳出決算認定については、決算審査特別委員会での審査を経て、今定例会初日に賛成多数で認定したものである。

その他
新市建設計画の
変更

○新市建設計画の変更について（原案可決）

法律の改正により、合併特例債を発行できる期間が延長されたことに伴い、市の一体性の確立及び均衡ある発展に資する事業に合併特例債を活用するため、新市建設計画について、所要の変更を行うものである。



市内小学校遊具